

第6分科会

大学教育と福祉課題～大学での支援のあり方を考える～

報告者

伊東 みさき 大谷大学 学生支援部 キャリアセンター チームリーダー /
障がい学生支援チーム

松山 廉 公益財団法人京都市ユースサービス協会 事務局次長

岡崎 祐司 佛教大学 副学長／社会福祉学部 教授

コーディネーター

孔 栄鍾 佛教大学 社会福祉学部 講師

中野 加奈子 大谷大学 社会学部 准教授

〈第6分科会〉

大学教育と福祉課題 ～大学での支援のあり方を考える～

コーディネーター

佛教大学 社会福祉学部 講師 孔 栄鍾
大谷大学 社会学部 准教授 中野 加奈子

○本分科会のねらい

大学には、さまざまな障害を持ちながら学ぶ学生がいる。大学生活の中で、初めて障害に気づくことになる学生もいる。ヤングケアラーであったり、経済的な問題などを抱えている学生も存在し、大学の中で「福祉課題」が顕在化することがある。こうした学生たちは、授業やゼミで学習に集中できない状況によって自信を失ったり、自己実現の機会を奪われていることも多い。

しかしながら、福祉課題を抱える学生を発見しづらい状況があり、特に発達障害や生活面での課題は潜在化しやすい。さらに、学生が直面する困難に対して、大学はどのように支援したら良いのか戸惑うことも多い。

本分科会では福祉課題を抱える学生の発見や具体的な支援のあり方について、実際に学生をサポートする大学の教職員と子ども・若者支援に関わる外部機関から報告者を招き、大学教育での福祉課題に対するサポートのあり方について共に検討した。

〈日時・場所〉 2023年2月24日（金）09：30～11：30・オンライン開催

○報告の概要

まず第1報告として、大谷大学学生支援部キャリアセンター障がい学生支援チームの伊東みさき氏より、困難を抱える学生に対する大学の支援体制と支援事例についてご報告いただき、具体的実践の中で気づいた学生支援の課題についてお話しいただいた。事例では、在学中だけではなく、卒業後の進路・就職まで継続支援を行っている体制についても紹介していただき、大きな学びとなった。またそれを実現するためには、学内を含めて外部機関と連携しつつ進めていくことが不可欠であるとのことご指摘は、とくに重要だと感じた。

続いて第2報告では、公益財団法人京都市ユースサービス協会事務局次長の松山廉氏より、若者への相談・地域活動・就労支援など学外（地域社会）における様々な支援事業についてお話しいただいた。松山氏からは「コロナ禍の人間関係の変化とそこから見える課題に対して青少年育成の場でできることとは何か」について、具体的な現状のデータと事例を紹介していただき、いまの若者が感じている混乱やそれに対する支援の困難さなどがリアルに伝わった。とくに、外部機関としての大学への期待と要望について、「大学も支援機関もしくはその入り口となり、外部機関を積極的に活用してほしい」とのご発言は印象的であった。

以上の報告内容を踏まえて、最後の第3報告では、佛教大学副学長・社会福祉学部教授の岡崎祐司氏により、現代日本社会において学生が置かれている環境や、その中で生活上の問題が起こるプロセスについてご解説いただいた。さらに、それらに対する政策的課題を含めて、大学での課題と取り組みについてお話しいただいた。とくに、大学における支援システムと教職員の活動の基本として「Education」に加えて「Care, Community, Connection」の重要性を強調しつつ、教職員と学生との関係について「指導的かわりだけでなく、ケア的かわりも可能」とのご指摘からは、これからの大学教育を考えるうえで、大きな示唆を得ることができた。

※ 報告の詳細は、この後の添付資料をご参照いただきたい。

〈タイムスケジュール〉

09：30 趣旨説明（中野 加奈子）
09：35 報告1.

「困難を抱える学生のキャリア支援～卒業後の人生を見据えて～」(伊東 みさき)

- 09：55 報告 2.
「青少年育成の場で浮かび上がる若者の生活課題と大学への期待」(松山 廉)
- 10：15 報告 3.
「若者支援政策と学生の学びの保障」(岡崎 祐司)
- 10：35 休憩 (質問・コメントの受け入れ)
- 10：40 ディスカッション (孔 栄鍾)
- 11：10 質疑応答

○報告に対する質疑ならびに全体討議の内容

以上の報告をうけて、ディスカッションの時間では登壇者からの補足説明及び、登壇者間での意見交換を行なった。

学生の卒業後の人生を見据え社会の中で相談できる場所を確保していくことが重要であること、早期に外部機関と繋がることで、学生に複数の相談場所ができ、より一層学生生活の充実が図れる、という意見が述べられた。

ディスカッションの後には、Google フォームを通して参加者からいただいた質問やコメントについて回答する時間を設けた。

まず参加者より「障がい学生支援チームの活動に教員はどのように関わっているのか」「大学教育と福祉課題という点で学生支援における大学間格差があるのではないか」などの質問があり、各登壇者それぞれの立場から意見が交わされた。また、「学生のキャンパスライフ (サークル活動、友達作り等) や福祉の支援への取り組みは軽視、後回しされている」「学生の置かれている社会的状況の変化を念頭に、ケア的な関わりを意識しつつ教育に当たらねばならない」などのコメントもいただいた。

今回の分科会を通して、様々な福祉的課題を抱えている学生に対する大学での支援のあり方について改めて考える機会となり、今後の大学教育、教職員と学生との関係づくり、学生への指導・支援、外部機関との連携などについてヒントを得られたのではないかと考える。不安や悩みを抱える学生が安心して学びを続ける場を作っていくうえで、大学教員としての課題が山積していることを実感した貴重な時間であった。

ただし、時間の関係で、登壇者と参加者が議論を深めるというよりは、問題提起にとどまってしまった。多くの参加者との交流が深められるよう、今後工夫が必要かもしれない。

最後に、登壇されたみなさま、参加されたみなさまに感謝申し上げたい。またFDフォーラムの開催にむけてご尽力いただいた事務局のみなさまにも深く感謝したい。

スライド1

OTANI UNIVERSITY

困難を抱える学生のキャリア支援 ～卒業後の人生を見据えて～

大谷大学学生支援部キャリアセンター
障害学生支援チーム
伊東みさき



大谷大学
Be Real
寄りそう個性

スライド2

OTANI UNIVERSITY

目次

1. 本学の支援体制
2. ケース①～卒業後の学外機関利用
3. ケース②～在学中の学外機関利用

2

スライド3

OTANI UNIVERSITY

自己紹介

名 前	伊東みさき
出身地	長野県
出身大学	大谷大学文学部社会学科
職 歴	2001年～ 学生課 (現：学生支援課) 2004年～ 教務課 2017年～ キャリアセンター

3

スライド4

OTANI UNIVERSITY

1. 本学の支援体制

- 本学の支援方針

入学前からの相談体制を強化し、
社会人としての自立に向けて
一人ひとりが必要とする支援を図る



4

スライド5

OTANI UNIVERSITY

1. 本学の支援体制

- 本学の支援体制 (事務)

2022年10月 障がい学生支援チーム設置

 - 横断型
 - 月1回のMT (情報交換)

入学センター、学生支援課、教務課、
キャリアセンター、図書・博物館課、
教育研究支援課、総務課



5

スライド6

OTANI UNIVERSITY

1. 本学の支援体制

- 大谷大学の配慮制度について

障がいや疾病で大学生活や修学に不安や困難のある学生が、少しでも安心して楽しく大学生活が送れるよう、支援の方法について一緒に考えています。

特に修学上、合理的配慮が必要として学生が求めてきた場合には、ニーズに沿って必要な支援を協議し提供しています。そのことを大谷大学では「配慮制度」と呼んでいます。

「配慮制度」は、学生本人の要望と「診断書」などの根拠資料を基に、学校医と面談をした上で、配慮内容を決めていきます。

その上で、配慮学生の履修担当教員へ「配慮依頼文書」として、合理的配慮の内容を明文化してお知らせしています。

6

スライド7

OTANI UNIVERSITY

2. ケース①～卒業後の学外機関利用

■ Aさん
 入学時： 卒業後 外国語（英語）教員希望
 本人・家族の困りごと無し
 配慮制度利用無し

第3学年9月 実習参加基礎資格不可
 ↓
 企業就職へ進路転換



7

スライド8

OTANI UNIVERSITY

2. ケース①～卒業後の学外機関利用

履歴書作成（自己分析）各種ガイダンス
 コミュニケーションセミナー
 ↓
 受診 発達障害（ADHD）精神障害（うつ病）
 ↓
 <卒業後> 就労移行支援機関
 ↓
 <卒業1年半後> 一般企業内定



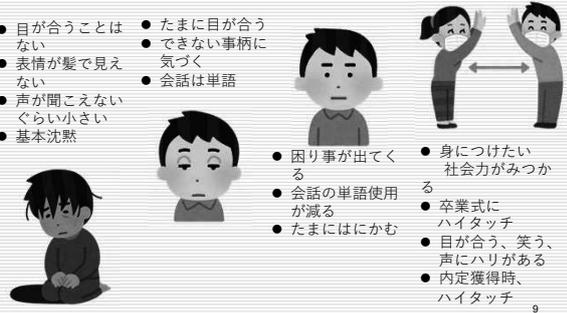
8

スライド9

OTANI UNIVERSITY

2. ケース①～卒業後の学外機関利用

- 目が合うことはない
- 表情が髪で見えない
- 声が聞こえないくらい小さい
- 基本沈黙
- たまに目が合う
- できない事柄に気づく
- 会話は単語



- 困り事が出てくる
- 会話の単語使用が減る
- たまにはにかむ
- 身につけたい社会力がみつかる
- 卒業式にハイタッチ
- 目が合う、笑う、声にハリがある
- 内定獲得時、ハイタッチ

9

スライド10

OTANI UNIVERSITY

3. ケース②～在学中の学外機関利用

Bさん
 入学時： 本人・家族の困りごと無し
 配慮制度利用無し（～卒業まで）

第2学年 発達障害（ASD）手帳取得
 発達支援センター利用
 配慮制度利用無し



10

スライド11

OTANI UNIVERSITY

3. ケース②～在学中の学外機関利用

第3学年 ※卒業まで全て継続
 コミュニケーションセミナー
 はあとふるコーナー・新卒応援HW利用
 アルバイト

第4学年
 障害学生対象インターンシップ（4日間）
 <卒業後> 就労移行支援機関



11

スライド12

OTANI UNIVERSITY

4. まとめ

- 学内の支援体制
- 学外機関への相談・利用



12

Be Real
寄りそう知性



大谷大学

スライド1

「青少年育成の場で浮かび上がる
若者の生活課題と大学への期待」
コロナ禍の人間関係の変化とそこから見える課題に対して
青少年育成の場でできることは何か

公益財団法人 京都市ユースサービス協会
会事務局次長 松山廉

スライド2

1 京都市ユースサービス協会とは

- 設立 1988年3月
- 目的
青少年の自主的な活動の振興を図ることにより、
京都市の青少年の健全な育成に寄与します
- 職員
60名近くのユースワーカーが働いています

スライド3

2 京都市ユースサービス協会
ミッション

1. 若者が本来持っている力を発揮する場づくりをする
 - ・情報を自覚的に選び取る力を得る。
 - ・じっくり自他に向かい合える空間、時間の提供。
 - ・自分の関心、能力を自覚できる機会提供。
2. 若者が課題を乗り越えていくための支援をする
 - ・本音でぶつかりあえる機会の提供。
 - ・多様な社会資源を利用するスキルを得る。
 - ・特に必要な若者に対して個別の支援を行う。
3. 若者の市民参加、地域社会への参加を促す
 - ・力や学んだことを社会的な場で試す機会を提供する。
 - ・競い合う、協力し合う、他世代と触れあう経験の機会。
4. ユースサービスの活動を広く知ってもらう

スライド4

4 具体的な京都YS協会の事業について

<p>子ども若者総合相談窓口 ◆ ワンストップ型の相談窓口</p> <p>青少年活動センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 貸館業務 ◆ やりたいを応援するプログラム ◆ 居場所づくり ◆ ボランティア活動等の育成 ◆ 様々な相談 ◆ 地域活動 ◆ 様々な体験プログラム <p>様々な協会独自事業及び研究</p>	<p>中央</p> <p>北</p> <p>東山</p> <p>山科</p> <p>下京</p> <p>南</p> <p>伏見</p>	<p>生活困窮世帯のための学習支援 (中学生学習支援事業) ◆ 生活困窮世帯の主に中学生に対する 学習会</p> <p>社会的養護自立支援 ◆ 社会的養護のもとでの生活経験のある 青少年の社会的孤立を予防する事業</p> <p>若者サポートステーション ◆ 若者の職業的自立を支援 ◆ ニート対策の就労支援</p>
---	---	---

スライド5

5 京都市ユースサービス協会の
相談業務について

- 大きく分けて二つの枠組み
- 「～について相談したい」から始まる
→子ども若者総合相談窓口・サポートステーション
- 「ねえ、きて」から始まる相談
→青少年活動センター

スライド6

6 相談統計について

- 2022年度12月末現在
- センター 青少年792件 1406回
その他209件 401回
- 子若支援室 390件 739回 (うち大学生72件)
- 2021年度
- センター 青少年907件 1528回
- 子若支援室 528件 900回 (うち大学生78件)

スライド7

8 相談の中身

- センターにおいて青少年の相談トップ3は①学校生活全般②進路・就労③余暇の過ごし方
- 窓口において大学生の相談トップ3は①将来・進路②居場所活動③就職

スライド8

7 コロナに関しての相談件数

- 青少年活動センター

2021年度9月まで	75件	95回
2020年度	275件	375回
- こども若者総合相談窓口

2022年度11月まで	40件
2021年度	32件

スライド9

9 コロナ禍での大学生年代の主な困りごと

- 活動の縮小
- リモート授業で、質問しにくく、内容がわからなくなった。
- 実習などができなくなった。
- 関係がぎくしゃくしても、リカバリーしにくい
- 学校生活などが楽しくない
- 外で遊べない
- アルバイトなどで収入の減
- 就活をどうしたらよいか
- コロナ禍での状態は居心地が悪かった。元に戻ってほしい。

→これら多くのものが、緊急事態宣言が明けたことで解消できるものだが、継続してこのような相談は存在している。

スライド10

11 コロナ禍以降、日々私が感じること

- 人との関係づくりが苦手な人がより課題と感じるようになった。
→関係づくりの中で、なんとなくできていたことが、意図的、努力、意味づけなどが必要になった。
- 相談に来る人は、相談が苦手な人。ゆえにもっと手軽な状態の時に相談できない。
- コミュニケーションに不安を持つ人が、より不安に。自信をつける場所がない
- 潔癖な人にとって、出会いは遠くなった。
- これらの課題の早期発見が難しい
- コミュニケーションが上手になるのはむつかしいが、場の中で「これでよい」と思えることは大切だが。

スライド11

12 私たちが考える対応策について

- やはり、直接会う場は必要
- 無理なく関係づくりができる場
- 様々な出会いの中から、選択肢を広げられる場
- 感動の共有ができる場
- 葛藤を生み出す場。
- コーディネートしてくれる人がいる場

スライド12

13 大学への要望

- 大学も支援機関？もしくはその入り口
- どう重症化せずに専門機関へつなぐか。
- とはいえ、大学で抱えずに。ソーシャルワーカーの存在は必要では
- 外部の機関の活用。
- 自然な出会いの場としての青少年活動センター。出会って選択肢を広げる場として活用してほしい。
- 子若窓口はセンター紹介もします。また先生や支援機関も使えます。

スライド1

**若者支援政策と
学生の学びの保障**

第28回FDフォーラム第6分科会
 大学教育と福祉課題 岡崎祐司（佛教大学）

スライド2

はじめに

- 以下の報告は、わたしの大学教員としての経験、対応してきた事例、学生からの相談など、事例にもとづいて考察した部分も多くあります。
- しかし、本報告で事例の内容を具体的に示すことはできません。
- 大学内での課題、取り組みの方針は後半で報告し、前半は政策的課題について考えを述べます。

スライド3

現代日本社会における若者>学生（1）
—日本社会をどうみるか

- 20年以上の新自由主義改革の進行→その継続か、転換か？
- 生き残り競争の激化、縁故資本主義と不平等
- 貧困問題、暴力問題、不平等の深刻化。低賃金、子育て・教育に家計負担が耐えきれなくなっている。
- ひとり一人が自分らしく生きるための基盤、社会的条件、法的規制、政策責任が大きく後退
- 物価高騰、環境問題の深刻化、戦争への不安・“新しい戦前”...

スライド4

現代日本社会における若者>学生（2）
—大学で学ぶには社会的に条件整備が必要

- 自分らしく生きるための基盤、社会的条件、政策責任が大きく後退
- 学生→<自立への見通しをもって主体的学ぶ>条件が整っているか？
- 委縮、忍従、堪えきれるところまで耐えさせる、見通しを持ちきれない
- 経済的問題：貧困、お金に困っている、いつも節約、学費問題...
- 身近な環境：親子関係、家庭内暴力・虐待、健康問題、性被害、差別、介護問題、孤立...
- 大学のなかでのハラスメント、威圧、理解されないことへのつらさ

スライド5

学生を支える経済的条件的弱体化
不安定な構造（三角形の底辺の不安定）

スライド6

「学費のためのお金なのに」苦学生が直面した生活保護の壁（NHKホームページ）

- https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221202/k10013908441000.html?utm_int=newsarc_h_contents_search-items_009
- 「2022年10月、熊本地方裁判所が行政の決定を覆す判決を言い渡し、SNS上で大きな反響を呼びました。熊本県が70代の夫婦の生活保護を『ある理由』で打ち切ったことを違法と判断したのです。その理由とは、この夫婦（＝祖父母）と暮らしていた孫娘の収入が増えたこと。当時、孫娘は看護師を目指して看護専門学校で学びながら病院で働き、学費を賄っていました。県は、孫娘が稼いだお金を祖父母の家計に充てれば生活保護は必要ないと考えていたのです。」2022年12月2日
- 2022年10月17日「熊本地方裁判所の判決について、県は17日、内容を不服として控訴しました。」

スライド7

生活上的問題が起こってから、困難な状況に落ち
陥る速度が速い→個人の心の健康、意欲に与える悪影響

国民最低限の公的保障の欠落
セイフティネットが機能していない

健康で文化的な最低限度の生活の水準

困窮・生活困難

スライド8

支援対象、福祉課題をかかえる学生...
一部の学生か？

- ・ 高校生→学生→職業世界にある若者全体の状況
- ・ 社会的に弱い立場、厳しい状況におかれている
- ・ 生活を支える制度的保障がない・自立を支える条件がない
- ・ 生活上の困難・課題→家族責任・自己責任の政策スタンスと制度運営
- ・ 家族主義、家族と個人の「耐性」に任せる日本の社会保障政策の破綻

スライド9

就学の保障という観点からの若者政策

- ・ 高学費問題→学費無償化政策
- ・ アルバイトの労働条件、ブラックバイトをなくす→労働監督行政の強化
- ・ 就学を保障する観点からのアルバイト雇用規制
- ・ 最低賃金の引き上げ
- ・ 「子どもの貧困」？→子どものいる家庭の貧困=大人の貧困問題対策
- ・ 医療費負担軽減・無償化、居住政策

スライド10

若者がかかえる介護問題とは
人間の「生」の活動を阻んでいるしんどさ

- ・ 若者が介護者・家事担当者として、自分の学習や社会活動、個人生活に必要な時間を相当程度削って（学習、社会活動、個人生活に支障や不自由さを感じ、それが長期に継続する）役割を果たさなければならない
- ・ 家族主義、家族と個人の「耐性」に任せる福祉サービス政策の転換
- ・ 必要充足、現物給付、ケア・介護を必要とする個人の「生活の質」、「健康」に焦点をあてた福祉サービス保障、医療保障
- ・ 介護者とはっきり自覚できないが、不満やしんどさを抱える学生

スライド11

大学における支援システムと教職員の活動の基本

Care

Community 学生 Connection

Education

スライド12

なぜ、care, community, connectionが重要なのか

- (1) 大学教育において、授業+学びのコミュニティづくりは一体である。
- (2) 学生支援は、a)個別支援システム+b)教職員との「つながり」縁+c)コミュニティから形成される。
- (3) 教職員と学生との関係→指導的かわり/ケア的かわり
※専門的に学生をケアする場ではないが、ケア的かわりは可能
- (4) 安心して学ぶことができる場としての大学の確立

スライド13

コミュニティづくり、教職員との「つながり」縁

- ・ゼミ活動、クラブ・サークル
- ・大学諸行事の参画・社会貢献
- ・当事者グループづくりの支援
- ・当事者の声を聞く、共に考える
- ・多様な学生の支援に関する教員の理解と、ともに支援方策をつくっていくこととする姿勢が重要
- ・学生への支援・配慮をすることは、教育や評価の公正さ・厳正さを損ねるものではない

スライド14

個別支援システムと授業配慮

- ・学生個別支援を学内の分業の話にとどめるべきではない。
- ・個別支援は専門職の配置の必要性、個性を把握したうえでの「配慮要請」
- ・授業等の支援学生のコーディネートの役割（支援学生の成長など教育的分析と評価の共有）
- ・教員の創意工夫、技能のアップ、配慮を試みる姿勢
- ・当事者といっしょに授業方法（学習方法）、環境整備、教職員間の共有
- ・教員は教育に責任をもつ集団としての意志統一、責任遂行が求められる。

スライド15

ケア的なかかわり

- ・教員としての基本は教育的なかかわり
- ・指導的力を発揮する場面もある。教育には正しい意味で厳しさを伴う。
- ・ケア的なかかわり＝傾聴、寄り添う、待つ、共に歩む、withなど
- ・「発達障がいがある」、「家庭内に困難を抱えている」、「訴えを明確にもっている」など明確にわかるケースは少ない。
- ・一定のなかかわりの時間、話せる空間、観察があって、徐々にわかってくる
- ・大学と外部機関の連携をどうつくるか

スライド16

学習権宣言、ユネスコ、1985年3月29日を読み直す

- ・学習権とは、読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発達させる権利である。
- ・“学習”こそはキーワードである。学習権なくしては、人間的発達はありません。
- ・学習権はたんなる経済発展の手段ではない。それは基本的権利の一つとしてとらえられなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人びとを、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。

スライド17

自らの反省として

- ・財産、経済力、能力など「私的所有」の有無程度に依存する自由、希望や要求の実現の社会的格差。
- ・大学教育、学生の学ぶ権利を社会権的基本権の文脈からとらえ、社会に訴えてきたか？
- ・若者のかかえる困難を共に社会的に解決していくという「大人」＝大学教職員の姿勢が問われているのではないか。
- ・若者支援政策（若者の生活保障・労働権保障）と大学政策の結びつき